

西条市宿泊等促進事業費補助金交付要領（旅行事業者様向け）

<趣旨>

本市への観光客の誘致促進を図るため、本市への旅行商品の企画・販売を実施する旅行事業者へ送客販売実績に対して補助金を交付する。

交付対象者	旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に規定する登録を受けた旅行事業者
交付対象旅行商品	募集型企画旅行、受注型企画旅行
補助要件	行程に市内の宿泊施設及び観光施設をそれぞれ1つ以上含むツアーであって、1人当たりの旅行代金が10,000円以上のツアー
補助対象期間	令和4年5月9日(月)～予算の上限に達する時点まで
補助金額	ツアーに参加する者1人につき1泊当たり2,000円
※補助金予算の上限に達した場合は、対象期間内であっても交付を終了いたしますので、ご了承下さい。 ※同じ旅行企画でも、出発日または行程内容が異なれば、それぞれを1催行と見なします。	

～補助金手続きの流れ～

<ツアー実施前>

① 申請（**旅行事業者様** ⇒ **西条市観光物産協会**）

『旅行事業者宿泊等促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）』を事業実施前に添付書類とともに提出してください。

【添付書類】

- 1 ツアー行程表（日時、観光施設、宿泊施設等が確認できるもの）
- 2 参加予定者数が分かる書類（名簿等）
- 3 その他市長が必要と認める書類
 - ・ 旅行業登録通知書の写し（旅行業登録番号がわかるもの）
 - ・ 参加案内（参加募集チラシなど）

② 交付決定（**西条市** ⇒ **旅行事業者様**）

『旅行事業者宿泊等促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）』受理後に西条市観光物産協会にて内容を審査し、『宿泊等促進事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）』により市から申請者に通知いたします。

<ツアー終了後>（内容に変更がない場合は⑤へお進みください。）

③ 内容変更（**旅行事業者様** ⇒ **西条市観光物産協会**）

ツアー内容に変更があった場合は、『旅行事業者宿泊等促進事業費補助金（変更・中止）承認申請書（様式第4号）』を提出してください。

④ 交付決定（**西条市** ⇒ **旅行事業者様**）

『旅行事業者宿泊等促進事業費補助金（変更・中止）承認申請書（様式第4号）』受理後に西条市観光物産協会にて内容を審査し、『旅行事業者宿泊等促進事業費補助金（変更・中止）（決定・却下）通知書（様式第5号）』により市から申請者に通知いたします。

⑤ 実績報告（**旅行事業者様** ⇒ **西条市観光物産協会**）

『旅行事業者宿泊等促進事業実績報告書（様式第6号）』をツアー実施後1ヶ月以内に添付書類とともに提出してください。

【添付書類】

- 1 領収書等施設利用を証明するもの
- 2 参加者数が分かる書類（名簿等）
- 3 その他市長が必要と認める書類
 - ・ 行程表や観光施設を訪れた際の写真等
 - ・ 補助金の振込先口座が確認できる書類

⑥ 交付請求（旅行事業者様 ⇒ 西条市観光物産協会）

補助金額の確定の通知を受けた後、『旅行事業者宿泊等促進事業費補助金交付請求書（様式第7号）』を提出してください。

⑦ 交付（西条市 ⇒ 旅行事業者様）

『旅行事業者宿泊等促進事業実績報告書（様式第6号）』『旅行事業者宿泊等促進事業費補助金交付請求書（様式第7号）』受理後に西条市観光物産協会にて内容を審査し、その後、遅延することなく市から補助金を交付いたします。

※補助金予算の上限に達した場合は、対象期間内であっても交付を終了いたしますので、ご了承下さい。

【申請・請求書提出先】

一般社団法人 西条市観光物産協会

〒793-0030 愛媛県西条市大町798-1

TEL：0897-56-2605